

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富士市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	83.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	62.8	%
全職員	57.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部局長・次長相当職	93.5	%
課長相当職	79.1	%
課長補佐相当職	96.2	%
係長相当職	96.1	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	92.4	%
31～35年	93.5	%
26～30年	93.9	%
21～25年	89.4	%
16～20年	83.4	%
11～15年	93.1	%
6～10年	88.7	%
1～5年	67.6	%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員の扶養手当と住居手当について、主たる生計維持者や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、給与の差異に影響している。扶養手当の受給者に占める割合は、男性 83.2%、女性 16.8%である。住居手当の受給者に占める割合は、男性 60.4%、女性 39.6%である。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、84%が女性であり、さらに、そのうち 76%が会計年度任用職員のため、給与水準が低い職員が女性に偏った傾向となっている。
- 任期の定めのない常勤職員について、勤続年数 1～5年の職員には時間外勤務手当の支給額が男性職員に多いことから差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。